

第五回 参議院内閣委員会 會議録 第二号

昭和二十四年三月三十日(水曜日)
午前十時三十五分開会

本日の会議に付した事件

○ 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 委員長(河井彌八君) それでは只今から内閣委員会を開会いたします。議題は國家行政組織法の一部を改正する法律案、それから郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、この三法律案であります。すでに前回予備審査におきまして、政府からこの改正案の提出の理由を聴きまして、各委員がよく了承をしておられまして、すでに質問の必要はないというところまで行っております。それで今日はこの三案につきまして委員会の決定をいたしたいと存じます。従いましてこの三案に対して御意見のおありになります方はこの際述べて頂きたいのであります。

○ 三好始君 只今議題になつております三つの法律案は、施行期日を四月一日から六月一日に延期するというだけの簡単な法律案でありまして、別に討論の必要もないと思ひますので、直ちに採決して決定されるようお願いいたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 委員長(河井彌八君) それではこの三案を議題といたします。政府提出の

通りこれを可決することに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。そういたしますと、この三案は可決になりました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百條によりまして予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において三案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしたしまして御承認をお願いいたします。如何でございますでしょうか。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたお方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

カニエ邦彦 三好 始
荒井 八郎 中川 幸平
藤森 眞治 稻垣平太郎
堀 眞琴 町村 敬貴
城 義臣

○ 委員長(河井彌八君) 御署名漏れはないと認めます。これで本日は散会いたします。

午前十時三十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦

委員

- 中川 幸平君
- 藤森 眞治君
- 荒井 八郎君
- 城 義臣君
- 稻垣平太郎君
- 町村 敬貴君
- 堀 眞琴君
- 三好 始君

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

昭和二十四年四月十六日印刷

昭和二十四年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局